

議案第 12 号

保育所条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和4年4月1日からの西保育所の民営化に伴い、西保育所を令和4年3月31日をもって廃止するため、この条例案を提出するものです。

保育所条例の一部を改正する条例

保育所条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表西保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

保育所条例（昭和62年条例第7号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
（保育所の名称等） 第2条 保育所の名称、位置及び収容児の定員は、次のとおりとする。			（保育所の名称等） 第2条 保育所の名称、位置及び収容児の定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
中央保育所	熊取町五門西二丁目14番14号	120人	中央保育所	熊取町五門西二丁目14番14号	120人
東保育所	熊取町久保二丁目1480番地の1	180人	東保育所	熊取町久保二丁目1480番地の1	180人
			西保育所	熊取町大久保南一丁目1573番地	150人
北保育所	熊取町希望が丘四丁目14番2号	108人	北保育所	熊取町希望が丘四丁目14番2号	108人